

報告第 2 号

議会の委任による専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分をしたので、同条第2項の規定により、これを本議会に報告する。

令和 4 年 2 月 21 日

三朝町長 松 浦 弘 幸

専決第 2 号

専決処分書

次のとおり法律上町の義務に属する交通事故による損害賠償について和解し、及び損害賠償の額を決定することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和 4 年 2 月 1 日

三朝町長 松 浦 弘 幸

- 1 和解の相手方
倉吉市 個人
- 2 和解の要旨
町は、損害賠償金95,172円を支払うものとする。
- 3 交通事故の概要

(1) 交通事故の発生年月日

令和3年12月23日

(2) 交通事故の発生場所

三朝町大字本泉

(3) 交通事故の状況

町の職員が運転する車両が、駐車場内で後進して駐車する際、駐車していた相手方の車両と接触したものである。